



2024年 2月 7日
第117号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組横浜地本

発行人 助川 一実
編集 情宣 担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申11号 「2024年3月ダイヤ改正」に関する申し入れ

団体交渉を行う⑦

8. 乗務行路内の指示業務について考え方を示すこと。

【会社回答】行路の一部に設定される「その他時間」において、駅業務等を実施することとなる。

組合側	会社回答
<p>当初言われていた「体験してもらう」から、かけ離れてきているのではないかという問題意識がある。実際に、休日出勤等で融合行路を分割していて駅に行かないことも多い。認識はどうか？</p>	<p>現行の改正で、全区所に指示業務を行路内に入れて始めてきた。全区所に様々経験していただき、その経験を基に色々なことに役立てていただきたいという部分がある。組合側の主張を受けて、一歩進んでいるような意識になっているのではないかと思う。まずは行った先のエリアで何が出来るのかという部分をやっていただく目的がある。現時点では経験していただき決められた業務を担っていただく形。エリアの中で必要なものを決めていただいているので、会社としてはできることを選んでやっていただいているという認識である。</p>
<p>行路内の指示業務は大船運輸区・国府津運輸区・熱海運輸区から始まった。ダイヤ改正に伴って、全区所に反映されてきた。「まずは体験してもらう」ことから始まったが、時間が経って見ると人によっては窓口精算機に触れたり、現金を触ったりしている。職場の訓練で説明されているのは、あくまでも「ご案内です」という内容だ。職場によってバラつきはあるのかもしれないが、訓練で説明されていたこととかけ離れてきている。これについての会社の認識を教えてくださいのと、今改正はどうあるべきなのかを示していただきたい。</p>	<p>箇所によってまちまちで、現金を扱っているところもある。案内ではなくても湘南・相模統括センターでは事業便対応もされていて、エリア毎で対応されている内容は違う。言われている事とやっていることが違うという部分は、今後現場と支社でコミュニケーションを図っていく。できないというのは、世間一般的に営業関係の教育が必要な部分は教育を受けなければいけない。それ以外のできることであれば、エリア毎に決めていただける。言われた内容は現場に確認する。決められた部分のすることはやっていただいて構わないという認識である。</p>
<p>各職場で再度周知していただきたいのと、何ができて何ができないのか、改めて訓練等で周知していただきたい。一方で、駅側も「この機械は扱える」と間違えて解釈している方もいらっしゃるのので、乗務員が来た時にできることとできないことを明確に伝えていただくよう、駅側にも周知が必要だと訴えたい。</p>	<p>やっていただくことと、決めていただくことは現場である。次の改正でどのようなことを検討しているのかを直近で聞いて、それを基に営業の方に聞き、教育を受けなくてもできるのかそうでないのかを見ていきたいと考えている。</p>
<p>川崎運輸区、横浜運輸区、茅ヶ崎運輸区の3区所で指示業務が無くなっているが、車内点検が入ってきたから無くなっているのか？</p>	<p>指示業務をやる、やらないではない。川崎運輸区は検討段階であったので、指示業務は入れずに作成したが、入っていないから指示業務をやらないわけではない。やり方としては、労働時間をきちんと確保してやる方法はある。</p>
<p>指示業務導入の時点で、稠密線区は難しいと言われていたが、それは変わらないか？</p>	<p>稠密線区の場合、行路の途中に設けるのは難しいという認識である。</p>
<p>全区所に導入してきたが、これまでの成果は？</p>	<p>無人駅集札や事業便の取り扱い、車内貫通等ができるようになった。</p>
<p>今後も、引き続きこのようなベースとなった行路が組まれるという感覚で良いか？</p>	<p>今やっていることを、より良くブラッシュアップしていく事は必要だと思っている。あと、考え方からすると指示業務は全て駅の業務ではなく企画業務に活用することも可能。そこは、区所の中で考えていただく。</p>

その⑧ に続く